

議案第二六号

取員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

取員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のように改正するものとする。

昭和三十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅 乙

昭和三十一年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



取員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第二条に次の事項を加える。

五、結核患者指導業務に従事する取員の特殊勤務手当。

六、社会教育に従事する取員の特殊勤務手当。

七、農林振興指導業務に従事する取員の特殊勤務手当。

第六条の一を第七条に、第六条の二を第八条とし、第八条の次に、次の三條を加え、第七条を十二条に改める。

(結核患者指導業務に従事する取員の特殊勤務手当)

第九条 結核患者指導業務に従事する取員の特殊勤務手当は、結核患者の家庭を訪問し結核患者の療養指導に従事する保健婦に対して支給する。

二 前項の手当の額は、勤務一月につき当該取員の給料月額の百分の十に相当する金額の範囲内において、町長が定めた額を支給する。

(社会教育に従事する取員の特殊勤務手当)

第十条 社会教育に従事する取員の特殊勤務手当は、社会教育に直接従事する取員に対して支給する。

二 前項の手当の額は、勤務一月につき当該取員の給料月額の百分の十に相当する金額の範囲内において、町長が定めた額を支給する。

(農林振興指導業務に従事する取組の特殊勤務手当)

又十一條 農業振興指導業務に従事する取組の特殊勤務手当は、農業振興技術指導に直接従事する取組のうち、町長が定めた者に対して支給する。

又 前項の手当の額は、勤務一月につき当該取組の給料月額の百分の十に相当する金額の範囲内において町長が定めた額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日より適用する。